

# 指 定 構 造 計 算 適 合 性 判 定 機 関 票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣指定第13号
指定の有効期限	令和2年9月28日から令和7年9月27日
機関の名称	一般財団法人 日本建築総合試験所
主たる事務所の住所	大阪事務所：大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号 電話番号06(6943)4680  東京事務所：東京都港区西新橋一丁目5番8号 電話番号03(3580)0866
代表者氏名	理事長 川瀬 博
業務区域	別表のとおり
委任都道府県知事	北海道知事 青森県知事 岩手県知事 宮城県知事 秋田県知事 山形県知事  福島県知事 栃木県知事 群馬県知事 新潟県知事 富山県知事 石川県知事  福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事  京都府知事 大阪府知事 奈良県知事 和歌山県知事 鳥取県知事 島根県知事  岡山県知事 山口県知事 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事  福岡県知事 佐賀県知事 大分県知事 宮崎県知事 鹿児島県知事 沖縄県知事
取り扱う建築物	別表のとおり

## 別表 業務区域及び取り扱う建築物

20250401 評価判定センター

業務区域	対象建築物	
北海道	すべての建築物	
青森県	(※ 建築主が宮城県である計画通知を除きます)	
岩手県		
宮城県*		
秋田県		
山形県	(1) 延べ面積が $10,000\text{m}^2$ を超える建築物 次のいずれかに該当する建築物 (2) 高さが31mを超える建築物 (3) 県内に事務所を置く判定機関が業務規程により判定を行わないとした建築物（限界耐力計算法による建築物等）	延べ面積が $10,000\text{m}^2$ を超える建築物
福島県	すべての建築物	
栃木県		
群馬県		
新潟県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 延べ面積が $2,000\text{m}^2$ を超える建築物（計画通知を行う建築物を除く） (2) 延べ面積が $10,000\text{m}^2$ を超える建築物で、法第18条第2項に該当する建築物（計画通知を行う建築物） (3) 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物	○次のいずれかに該当する建築物
富山県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 延べ面積が $2,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 高さが20mを超える建築物 (3) 政令第81条第2項第1号口に定める構造計算を行う建築物 (4) 延べ面積が $2,000\text{m}^2$ 以内かつ、高さ20m以内の建築物のうち、当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が法第77条の25の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により、判定できない建築物	すべての建築物
石川県	すべての建築物	
福井県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 構造計算に係る床面積が $5,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 構造計算に係る床面積が $5,000\text{m}^2$ 以内の建築物のうち、委任基準第3第1項第1号の委任を受けた判定機関の業務範囲に含まれないものの（・限界耐力計算・免震建築物・枠組壁工法・木質プレハブ工法・膜構造・特定天井の計算を簡易スペクトル法または応答スペクトル法で計算するもの・その他特殊な構造）	すべての建築物
長野県	すべての建築物	
岐阜県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 延べ面積が $3,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物 (3) 適合性判定をする木造又は木造を併用する建築物 (4) 法第20条第1項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの (5) 高さが31mを超える建築物 (6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物 (7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度 $36\text{N/mm}^2$ 以上のコンクリートを使用する建築物 (8) 令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物 ・平成12年建設省告示第2009号（免震建築物） ・昭和58年建設省告示第1320号（プレストレストコンクリート造） ・平成14年国土交通省告示第463号（システムトラス） ・平成14年国土交通省告示第464号（コンクリート充填鋼管造） ・平成14年国土交通省告示第666号（膜構造） ・平成13年国土交通省告示第1641号（薄板軽量形鋼造） ・平成14年国土交通省告示第410号（アルミニウム合金造） ・平成15年国土交通省告示第463号（鉄筋コンクリート組積造） (9) 令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた次の構造方法を用いた建築物 ・平成25年国土交通省告示第771号第3第2項第二号（特定天井） (10) その他知事が必要と認める建築物 (11) (1)から(10)までの規定の適用にあたって、一の適合性判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が(1)から(10)までの建築物に該当するときは、適合性判定に係る建築物すべてを(1)から(10)までの建築物に該当するものとみなす。	すべての建築物
愛知県	次のいずれかに該当する建築物 (1) 一の建築物につき床面積の合計が $10,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物	次のいずれかに該当する建築物
三重県	○一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務 (1) 建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物 (2) 県内に業務を行う事務所を置く判定機関が、業務規程等により判定できない建築物 (3) 一の判定対象部分の床面積が $5,000\text{m}^2$ を超える建築物又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	○一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務
滋賀県	すべての建築物	
京都府		
大阪府		
奈良県		
和歌山县		
鳥取県		
島根県	○床面積が $2,000\text{m}^2$ を超える建築物	
岡山県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 延べ面積が $2,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 限界耐力計算法による建築物 (3) 大臣認定プログラム（知事が別に指定するものを除く）による計算による建築物	○次のいずれかに該当する建築物
山口県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 延べ面積が、 $3,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 建築基準法施行令第81条第2項第一号口の基準による構造計算を行う建築物	○次のいずれかに該当する建築物
徳島県	すべての建築物	
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 限界耐力計算又は、これと同等以上に安全性を確かめ事ができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物 (2) 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが判定することができない建築物 (3) 判定機関指定準則第3第3号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが判定することができない建築物	○次のいずれかに該当する建築物
佐賀県	建築基準法施行令第81条第2項第1号口に定める構造計算による建築物	
大分県	○次のいずれかに該当する建築物 (1) 構造計算に係る床面積が $5,000\text{m}^2$ を超える建築物 (2) 建築基準法施行令第81条第2項第一号口に定める構造計算による建築物 (3) 全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物（大臣認定プログラムによるもの等）	○次のいずれかに該当する建築物
宮崎県	すべての建築物	
鹿児島県		
沖縄県		

建築物の2以上の地上部分がエクスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接している場合は、それぞれの部分を建築物とみなします。

○：同時に申請される別棟の建築物も引受けが可能です。